

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

発令 昭 和 45 年 12 月 25 日 号 外 法 律 第 137 号

最終改正 令 和 4 年 6 月 17 日 号 外 法 律 第 68 号

改正内容 令 和 4 年 6 月 17 日 号 外 法 律 第 68 号 [令 和 4 年 6 月 17 日]

(許可の基準等)

第八條の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設（政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。）の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。）の過度の集中により大気環境基準（ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。）の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

6 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第一項の許可の申請に対し都道府県知事が行う処分に関し必要な指示をすることができる。

7 環境大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、都道府県知事が行う第五項の検査に関し必要な指示をすることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

発令 　：昭和46年9月23日厚生省令第35号

最終改正：令和6年4月1日号外環境省令第17号

改正内容：令和6年4月1日号外環境省令第17号[令和6年4月1日]

(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)

第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。
- 七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。
 - イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。
 - ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - (1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。
 - (2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。
 - (3) 外気と遮断されたものであること。
 - (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

- (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
- (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
- (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
- (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。
- (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
- (イ) 焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。
- (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
- (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

又 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること。

ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 常時換気することができる構造であること。
- (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。
- (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

- (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない。
- (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

八 ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号チからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

(イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。

(イ) ごみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。

(3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（（4）のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。

ロ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては前号へ及びリからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。

(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。

(4) 集じん器に流入するガスの温度（（5）のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

九 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第七号りの規定の例による。

十 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。

十一 破碎施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

ハ 爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。

十二 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 運搬によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられていること。

ロ 管路の点検補修のための設備が設けられていること。

ハ 十分な容量を持つ貯留設備が設けられていること。

十三 選別施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 再生の対象とする廃棄物を容易に選別できるものであること。

ロ 選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。

イ 次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。

(1) 投入する廃棄物に破碎及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。

(2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

(3) 爆発による被害を防止するために必要な防爆装置又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。

ロ 固形燃料化の対象とする廃棄物を容易に選別できる選別設備が設けられていること。

ハ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃棄物を乾燥室に投入することができる供給装置が設けられていること。

ニ 次の要件を備えた乾燥設備が設けられていること。

(1) 次の要件を備えた乾燥室が設けられていること。

(イ) 乾燥室内を廃棄物の乾燥に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。

(ロ) 外気と遮断されたものであること。

(2) 乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視するための装置が設けられていること。

ホ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

ヘ 廃棄物に薬剤を添加する場合にあつては、廃棄物と薬剤とを十分に混合することができる薬剤添加設備が設けられていること。

ト 定量ずつ連続的に廃棄物を成形設備に投入することができる供給装置が設けられていること。

チ 次の要件を備えた成形設備が設けられていること。

(1) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。

(2) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

リ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。

(1) 固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。

ヌ 固形燃料の保管設備を設ける場合は、第七号ルからカまでの規定の例によること。この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。

十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

2 法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 次の要件を備えた受入設備が設けられていること。

イ 受入口は、し尿の受入れに際し、し尿が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

ロ 受け入れたし尿中の異物等を除去できる受入槽、スクリーン等が設けられていること。

二 次の要件を備えた貯留設備が設けられていること。

- イ 消化槽等へのし尿の供給に必要な容量のものであること。
 - ロ 貯留槽内のし尿量を監視できる装置が設けられていること。
 - ハ スカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。
 - ニ 貯留する浄化槽に係る汚泥のし尿に対する比率が著しく変動するおそれがある場合に
あつては、当該比率の変動に対応できるものであること。
- 三 嫌気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。
- イ し尿の嫌気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。
 - ロ 嫌気性消化を促進することができるかくはん装置及びスカムの発生を防止することができる装置が設けられていること。
 - ハ 発生ガスの脱硫装置並びに脱硫後のガスの貯留タンク及び燃焼装置が設けられている
こと。
- 四 好気性消化処理設備は、次の要件を備えていること。
- イ し尿の好気性消化を行うことができる十分な容量のものであること。
 - ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。
 - ハ 好気性消化槽内のし尿のかくはん及び好気性消化に必要な空気量を供給することが
できるばつ気装置が設けられていること。
- 五 湿式酸化処理設備は、次の要件を備えていること。
- イ し尿の湿式酸化処理を行うことができる十分な容量のものであること。
 - ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。
 - ハ 昇圧ポンプは、し尿を反応塔内に圧入するのに必要な加圧ができるものであること。
 - ニ 空気圧縮機又は熱交換器は、し尿の湿式酸化に必要な空気量又は熱量を供給できる
ものであること。
- 六 活性汚泥法処理設備は、次の要件を備えていること。
- イ 脱離液、希釈水及び返送汚泥を混合する調整槽が設けられていること。
 - ロ ばつ気槽は、流入汚水量に応じた十分な容量のものであること。
 - ハ ばつ気槽内の汚水のかくはん及びばつ気に必要な空気量の供給ができるばつ気装置が
設けられていること。
 - ニ ばつ気槽からの流入汚水量に応じた十分な容量の沈殿槽が設けられていること。
 - ホ 汚泥返送装置は、ばつ気槽の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができる
ものであること。
- 七 生物学的脱窒素処理設備は、次の要件を備えていること。
- イ し尿の脱窒素及び硝化を行うことができる十分な容量のものであること。
 - ロ 定量ずつ連続的にし尿を投入することができる供給装置が設けられていること。
 - ハ 脱窒素槽内のし尿のかくはんができる装置が設けられていること。
 - ニ 硝化槽内のし尿のかくはん及び硝化に必要な量の空気の供給を行うことができるばつ
気装置が設けられていること。

ホ 汚泥返送装置は、脱窒素槽及び硝化槽内の混合液浮遊物質濃度を適正に保持することができるものであること。

ヘ 流入汚水量に対応して固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。

八 浄化槽に係る汚泥を専用に処理する設備は、固液の分離ができる能力を有する装置が設けられていること。

九 放流水の消毒設備が設けられていること。

十 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。